

鳥取縣公報

昭和十七年二月十日
第千三百六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

鳥取縣令第二十一號

昭和十五年八月鳥取縣令第五十五號木炭配給統制規則施行細則中
左ノ通り改正ス

昭和十七年二月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條中「同一市町村ニ於ル木炭ノ生産者ガ」ヲ「木炭ノ生産者
ガ其ノ生産セル木炭ヲ生産地ト同一市町村内ニ於テ」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣告示第七十六號

因伯牛糞生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ

昭和十六年十一月二十三日迄ニ生産シタル糞ノ所有者又ハ管理者
ハ所定ノ検査所ニ該糞ヲ牽付クベシ

昭和十七年二月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査月日	検査場所	検査區域	牽付時刻
二月十八日	日野郡山上村大字茶屋	山上村一圓	午前十二時
同 十九日	阿毘縁村字阿毘縁	阿毘縁村一圓	同
同 二十日	大宮村字印賀	大宮村一圓	同 十時
同 二十一日	多里村字多里	多里村一圓	同
同 二十三日	日野上村字三榮	日野上村一圓	同
同 二十四日	福榮村字福塚	福榮村一圓	同
同 二十五日	石見村字上石見 同村下石見	石見村一圓	午前十二時 午後二時
同 二十六日	同 黒坂町上管 同 町黒坂	黒坂町一圓	午前九時 午後二時
同 二十七日	同日野村大字 榎市	日野村一圓	午前十一時
同 二十八日	同日野村大字 下榎	日野村一圓	午前十一時

三月一日	同	退雨町字濁谷	根雨町一圓	午前十二時	鳥取警察署	調查區域	身分	氏名	住	肥米之
同日	同	同町字根雨	神奈川村一圓	午前十一時	同	同	同	山本 一郎	鳥取市行徳四一三ノ一	同
同日	同	同村字根雨	米澤村一圓	午前十一時	同	同	同	吉田 太一	鳥取市茶町八ノ二	同
同日	同	同村字美用	江尾村一圓	午後二時	同	同	同	前田 益夫	岩美郡本庄村大字新井三七八	同
同日	同	同村字江尾	中祖、父原	午前十一時	同	同	同	森本藤太郎	八頭郡河原町大字袋河原四四	同
同日	同	同村字中祖	根雨原	午前十一時	同	同	同	若櫻警察署	藥劑師 永山 忠親	同
同日	同	同村字溝口	川長山、溝口	午後二時	同	同	同	智頭警察署	入江 雅藏	同
同日	同	同村字倉	倉上野、大江、大	午後二時	同	同	同	寶木警察署	島雄 邦子	同
同日	同	同村字二部	二部村一圓	午前九時	同	同	同	倉吉警察署	河本重太郎	同
同日	同	同村字福岡	日光村一圓	午前九時	同	同	同	八橋警察署	遠藤 士郎	同
同日	同	同村字栃原	日光村一圓	午前九時	同	同	同	米子警察署	小坂元三郎	同
同日	同	同村字江	溝口町、金屋	午後二時	同	同	同	境警察署	增谷慶一郎	同
同日	同	同村字添谷	谷岩立	午後二時	同	同	同	溝口警察署	足立 郷祐	同
同日	同	同村字九山	八鄉村一圓	午前九時	同	同	同	同	内田準一郎	同
同日	同	同村字久古	八鄉村一圓	午前九時	同	同	同	同	同	同

鳥取縣告示第七十七號

昭和十七年第一回ノ醫藥品其ノ他ノ衛生用物資々源調査員ヲ左ノ通任命セリ

鳥取縣告示第七十八號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ西伯郡内度量衡器計量器第一種取縮左ノ通執行ス

昭和十七年二月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年三月三日	自午前九時至午後三時	彦名村	彦名村特設度量衡検査所
三月四日	同	崎津村	崎津村
三月五日	同	中濱村	中濱村
三月六日	同	渡村	渡村
三月七日、八日	同	外江村	外江村
三月九日	同	上道村	上道村
三月十日	同	餘子村	餘子村
三月十一日	同	大篠津村	大篠津村
三月十二日	同	和田村	和田村
三月十三日	同	富益村	富益村
三月十四日	同	夜見村	夜見村

鳥取縣告示第七十九號

昭和十六年十一月二十日附ヲ以テ米穀管理事務取扱員左ノ通囑託ス

昭和十七年二月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

氏名	擔當區	職務執行ノ場所
安養寺 一	岩美郡福部村	岩美郡福部村役場
井手野 萬壽雄	同	同
山下 清次	同	同
松村 正幸	同	同
竹内 熊雄	同	同
山根 茂保	同	同
澤 松一	岩美郡大岩村	岩美郡大岩村役場
澤 俊雄	同	同
荒田 武勇	同	同
栗村 德雄	岩美郡浦富町	岩美郡浦富町役場
岩垣 彦一	同	同
谷口 正美	同	同
原 隆明	岩美郡本庄村	岩美郡本庄村役場
堰本 芳伊	同	同

村	上基次	同	同	野坂藤橋	同	同
小倉義雄	岩美郡小田村	同	岩美郡小田村役場	王身代長久	西伯郡大山村	西伯郡大山村役場
小林幸重	同	同	同	米原俊夫	同	同
龜井喜代實	同	同	同	山根多四郎	西伯郡庄内村	西伯郡庄内村役場
米原信夫	岩美郡岩井町	同	岩美郡岩井町役場	權田勝太郎	同	同
松本修一	同	同	同	小村文一	同	同
坂口米太郎	岩美郡蒲生村	同	岩美郡蒲生村役場	後藤壽重	西伯郡御來屋町	西伯郡御來屋町役場
田中勝友	八頭郡散岐村	同	八頭郡散岐村役場	林原億次郎	西伯郡名和村	西伯郡名和村役場
中田虎藏	八頭郡智頭町	同	八頭郡智頭町役場	角田永治	同	同
寺坂廣太郎	同	同	同	小西健	西伯郡光德村	西伯郡光德村役場
高田直吉	東伯郡倉吉町	同	東伯郡倉吉町役場	浦島市雄	同	同
松下教鑑	東伯郡赤碕町	同	東伯郡赤碕町役場	西川敏一	西伯郡大幡村	西伯郡大幡村役場
北村讓	東伯郡安田村	同	東伯郡安田村役場	古木種一	西伯郡縣村	西伯郡縣村役場
角愛吉	西伯郡淀江町	同	西伯郡淀江町役場	船越萬壽男	同	同
越田英一郎	同	同	同	塚田守久	西伯郡春日村	西伯郡春日村役場
本田亮徳	西伯郡宇田川村	同	西伯郡宇田川村役場	橋本豊彦	同	同
森田健三	同	同	同	藤井邦太郎	同	同
綾木嘉四郎	西伯郡高麗村	同	西伯郡高麗村役場	妹尾繁	同	同
金川博	同	同	同	木下金一	西伯郡大高村	西伯郡大高村役場
瀨藤吾	西伯郡所子村	同	西伯郡所子村役場	近藤	同	同

鳥取縣公報 第千三百六號 昭和十七年二月十日 (第三種郵便物認可) 四

林久雄	同	同	同	松本正	西伯郡夜見村	西伯郡夜見村役場
村本季治	同	同	同	竹内弘	西伯郡成實村	西伯郡成實村役場
小林君男	同	同	同	龜尾豐	西伯郡天津村	西伯郡天津村役場
奧正治	西伯郡巖村	同	西伯郡巖村役場	庄島利雄	同	同
塚崎朝一	同	同	同	西村定廣	西伯郡上長田村	西伯郡上長田村役場
朝田方郎	同	同	同	秦隆之	同	同
井上孝一	西伯郡日吉津村	同	西伯郡日吉津村役場	岡本清胤	西伯郡東長田村	西伯郡東長田村役場
松田義信	同	同	同	後藤壽雄	同	同
高石正一	同	同	同	恩田素男	西伯郡賀野村	西伯郡賀野村役場
齊下弘	同	同	同	渡邊健治	西伯郡手間村	西伯郡手間村役場
齊幸四郎	同	同	同	宮永峯夫	西伯郡五千石村	西伯郡五千石村役場
武田恒孝	西伯郡大和村	同	西伯郡大和村役場	高田貞衛	同	同
松中惣太	同	同	同	米田寬藏	米子市	米子市役所
上村智重	同	同	同	門脇寬重	同	同
遠田輝雄	同	同	同	和泉長藏	日野郡二部村	日野郡二部村役場
川上守一	西伯郡渡村	同	西伯郡渡村役場	土井壽雄	同	同
門永初藏	西伯郡外江村	同	西伯郡外江村役場	仲田彦市	同	同
南原權二	西伯郡餘子村	同	西伯郡餘子村役場	高橋英夫	同	同
濱田茂	西伯郡中濱村	同	西伯郡中濱村役場	米原榮助	同	同
本池正光	西伯郡大篠津村	同	西伯郡大篠津村役場	小林虎二	日野郡黒坂町	日野郡黒坂町役場
足立武明	西伯郡富益村	同	西伯郡富益村役場	梅谷貞治	同	同

鳥取縣公報 第千三百六號 昭和十七年二月十日 (第三種郵便物認可) 五

本所	東伯郡成美村	上豊	小格	中半血種	四	無料	三月十一日	種馬所
倉吉	同 郡倉吉町	寶泉	小格	中半血種	九	無料	四月二十五日	種馬所
大高	西伯郡大高村	隆梅	小格	アングロ ノルマン系種	八	無料	四月五日	種馬所
入郷	日野郡入郷村	英黍	小格	アングロ ノルマン系種	六	無料	七月一日	種馬所
米澤	同 郡米澤村	北光	小格	アングロ ノルマン系種	五	無料	四月六日	種馬所
多里	同 郡多里村	軍勝	小格	中半血種	九	無料	四月十一日	種馬所
因幡	鳥取市卯垣	琉歌	小格	アングロ ノルマン系種	四	無料	六月十一日	岩美郡畜産組合
名和	西伯郡名和村	蘭瀧	小格	中半血種	四	無料	四月三十日	鳥取市畜産組合
幡郷	同 郡幡郷村	貴突	小格	中半血種	六	無料	七月二十日	米子市畜産組合
貝出	日野郡米澤村	瑞月	小格	中半血種	四	四圓	七月二十五日	西伯郡畜産組合
石見	同 石見村	榮普	小格	中半血種	五	四圓	三月二十五日	日野郡畜産組合

備考 一 前記種牡馬又ハ他ノ道府縣ニ於テ供用セラル、種牡馬ノ種付ヲ受ケントスル種牡馬ニ付テハ配合検査ヲ行ヒ種馬ノ配合ヲ決定スルモノトス、前項ノ種牡馬ノ配合決定申請書ハ正副二通配合検査當日検査場ニ於テ検査員ニ之ヲ提出スベシ

名稱	検査場	検査期日	検査開閉時刻
本所	東伯郡成美村種馬所構内	三月十一日	自午前九時 至正午
名和	西伯郡御來屋町家畜市場	三月十二日	同
大高	同 郡大高村大高種付所	三月十三日	同
大幡	同 郡大幡村家畜市場	三月十四日	同
入郷	同 郡入郷村入郷種付所	三月十五日	同
米澤	同 郡米澤村米澤種付所	三月十六日	同
多里	同 郡多里村多里種付所	三月十七日	同
石見	同 郡石見村石見種付場	三月十八日	同
倉吉	東伯郡倉吉町倉吉種付所	三月十九日	同
因幡	鳥取市家畜市場	三月二十日	同

彙報

隣・保・防空の手引

不斷から準備を整へ

防空必勝の信念を固めよ

(警務課)

大東亞戦争は皇軍の敢闘に依つて赫々たる戦果を収め、既に海空に於ては完全に之を制し、又陸にあつては不落を誇る英の牙城シンガポールは全く風前の灯となり、之が陥落は最早や時間の問題となつたのであるが、如何に制海空權を完全に握つたとは云へ、國境のない立休戦に於ては何時何處から敵機が紛れ込んで來るかも分らない。其處で家庭や隣保班では不斷から防空に關する萬全の準備を整へ、訓練を行つて防空必勝の信念を固めて置くことが必要である。依つて左に隣保防空の手引を記して参考に資することとする。

防空精神

如何に物の準備があつても魂がしつかりしてゐないと役には立た

01014

ない。特に防空の爲めには、老人も、子供も、男も、女も、一切の國民が次の心構へ「防空精神」を持たねばならない。

1 全國民が「國土防衛の戦士である」との責任と名譽とを充分自覺すること。

2 お互に扶け合ひ、力を合せ、命を投げ出して御國を守ること。

3 必勝の信念を以て各々持場を守ること。
此の防空精神は即ち日本精神である。

ふだんの準備

一、家庭

1 水

量—普通の家では一戸當り約百リットル(約五斗五升)以上
大きな家ではもつと澤山。

容器—天水桶、貯水槽、風呂桶、盥、バケツ等。

井戸水、池の水及び流水の利用。

位置—使用に便利な所を選ぶ。

2 砂、土等約五十リットル(約二斗五升)以上。

これを一升位づつ入れる布又は紙の袋。

3 筵、吹又はゴザ類を敷く。

4 手桶、バケツ等。

5 よるべく火叩き、水柄杓、長棒。

6 作業用服(有り合せのものを利用すること)。

消防に便利な服、帽子又は頭巾、手袋、足袋又は靴。

高射砲彈の破片に對しては座布団等で頭を防護するとよい。

7 燈火管制用具。

8 なるべくローソク又は懐中電燈。

9 なるべく非常袋(手輕なもの)

10 防空責任者を定めて置く。

11 防火、燈火管制等について家族の任務をはつきり定めて置く。

12 室内待避所や防空壕の位置を研究して置く。

二、隣保班

1 なるべく一立方メートル(約五石五斗)以上の貯水槽。

井戸水、池の水、流水等の利用。

2 輕便梯子、綱。

3 なるべくシャベル、鋏。

4 隣保班長(班長以外に隣保班の防空を指揮する者があればその人をいふ以下同じ)は防空従事者(防空の爲めに活動出来る者)の任務をハッキリと定めて置く。

5 防護監視所の位置(但し状況により數ヶの隣保班に一箇所でもよい)を豫定し、設備を研究する。

01015

6 防火の爲めお互が速かに駆け付ける爲めの通路の位置を研究して置く。

7 最寄の警防團結所、警察署、救護所等の要圖を作り、所番地、電話番号等を記入して置く。

8 隣接する隣保班との連絡方法等を定めて置く。

三、計畫

1 働ける者以外は全部防空に當るやうに計畫する。

2、隣保班長は防空活動の出来ない病人、子供、妊産婦及び老人等を保護する爲め手近な安全な場所と世話人を豫定して置く。

3 夜と晝、休日と平日とに應じて、人數が減つても防空活動に支障のないやう具體的に計畫する。

四、訓練

設備が十分で計畫が立派に出来てゐても、訓練が不十分だと役に立たない。度々眞剣に色々な場合の訓練をし、その結果計畫や設備の工合の悪い所を改め、又腕に覺えをつけ、必勝の自信を持つことが最も大切である。

防空實施が発令されたら

一、家庭

二、隣保班長

三、現在の實情に合ふやうに計畫を點檢し訓練を重ねる

警戒警報が発令されたら

一、家庭

二、隣保班長

三、現在の實情に合ふやうに計畫を點檢し訓練を重ねる

警戒警報が発令されたら

一、家庭

二、隣保班長

三、現在の實情に合ふやうに計畫を點檢し訓練を重ねる

- 1 防火用水を充たし防火用具を豫定の場所に置く。
- 2 燃え易い危険な物と食糧は、準備した穴に入れるか、安全な場所に置く。
- 3 押入戸棚等を整理し、屋根裏、床下等にある燃え易い物を片付ける。
- 4 無用の外出は避ける。
- 5 已むを得ず、防空活動の出来ない病人、子供、妊産婦及び老人等を残して外出する時には、隣家や隣保班長に知らせる。
- 6 夜は警戒管制をする。

二、隣保班長

- 1 更に班内の準備を点検し完全にする。
- 2 何時でも防護監視員が任務に就けるやうに準備する。

空襲警報が発令されたら

一、家庭

- 任務分擔に従ひ次の處置を手際よく行ふ。
- 終つてから防空責任者は念の爲め今一度点検する。
- 1 一切の火元を始末しガスは元栓を閉める。
 - 2 あらゆる容器に水を満たして置く。
 - 3 泣、叫、ゴザ類、火叩を十分水に浸して置く。

- 4 ホースがあれば水道栓に取り付ける。
- 5 隣家に接した雨戸や硝子戸は延焼防止の爲め全部閉める。但し鍵はかけない。
- 6 家の中のフスマや障子を外して邪魔にならない所に片付ける。
- 7 防空活動の出来ない者は豫め打合せた通りに處置する。
- 8 家財道具は絶対に持出してはならない。
- 9 作業用服に着かへる。
- 10 番に當つてゐる防護監視員は防護監視所に速かに駆けつけよう。
- 11 夜は空襲管制をする。

二、隣保班長

- 1 防護監視員を監視所に配置する。
- 2 各戸の防火準備を再び調べ、不備の點を完備させる。
- 3 空襲管制を完全にする。

敵機が來たら

- 1 防護監視員は敵機の様子を班内の者に大聲で知らせる。
- 2 防護監視員以外の者は總て豫定の位置に待避し待機する。

焼夷弾が落ちたら

一、防護監視員はブリキ罐、金盥、バケツ等を打ち鳴らし

落ちた所を大聲で班内へ知らせる。

二、焼夷弾の落ちた家庭

- 1 防空従事者はなるべく被服を水で濡らし防火に當ると同時に、大聲で近隣に知らせる。
 - 2 防火のやり方は直に周囲の燃え易い物に水をかけると同時に濡延類、砂、土等を直接焼夷弾に冠せ、その上に水をかけ火焰を抑へ延焼を防ぐ。
 - 3 エレクトロン焼夷弾の火勢が衰へたものは屋外に運び出す
- 黄燐焼夷弾が飛散つて柱やフスマ等に附いた時は速かに火叩等で叩き落して消火する。

三、隣保班

- 1 防空従事者はなるべく被服を水で濡らして直に現場に駆けつけ、班長はこれを指揮して全力を擧げて防火に當る。
- 2 隣保班の力で防火の見込みがないと思ふ時は最寄りの警防團結所、警察署等の何れかに通知して應援を求める。
- 3 隣接の隣保班が應援に來た時はこれと力を合せ防火に當る
- 4 負傷者には應急手當を加へ、重傷者は直に救護所に送る。
- 5 不發彈は「危険」「注意」等の札を立て、周圍に繩張りし、最寄りの警察署又は警防團結所等の何れかに通知する。

火災になつたら

- 一 被服を水で濡らし消火に當る。
- 二 燃えてゐる所にどんどん水をかける。
- 三 次の方法により隣家への延焼防止に努める。この場合多量の水が必要であるから水の補給に氣をつけること。
 - 1 隣家が火焰をかぶつてゐるときは、バケツ、水柄杓、水道ホース等でその場所に水をかける。
 - 2 熱氣を受けて建物の外側から水蒸氣を發散してゐるときは火を發し易い庇下、妻等に注意して、バケツ、水柄杓、水道ホース等で水をかける。
- 四 風下では飛火の警戒をする。

飛火の警戒には水で濡らした火叩きで飛火を叩き消すか、バケツ、水柄杓等で水をかける。
- 五 警防團や消防隊が駆けつけて來たら、その指圖に従つて消防の補助にあたる。

附近に火災が起つたら

- 一 附近に火災が起つて班内に延焼の危険があるときは隣保班長は警察官又は消防隊員の指示のあるまで班内の防空従事者を指揮して飽くまで延焼防止にあたる。

01018

二 隣接の隣保班内に火災が起つて自分の隣保班に延焼の危険がないときは防空従事者の一部は残つて警戒に當り、他の防空従事者は應援する。

路上を通行の場合

一 空襲警報が発令されたらなるべく速かに自分の持場、即ち家庭か職場に駆けつける。

二 飛行機が見えたり、爆音が聞えたり、高射砲を撃ち出したら
1 最寄りの待避所に待避する。附近に待避所がなかつたら地形地物を利用して、それも出来ない時は地面に伏せる。

2 附近の家に焼夷弾が落ちたらその防火に協力する。

3 車輛は消火栓、橋梁等を避け、速かに分散して停止し、乗客は待避する。

自動車や荷車は左側に寄る。

空襲警報が解除されたら

1 警戒警報の發令された状態に移る。

2 次の空襲に備へて全ての準備を完全にして置く。

3 隣保班長は班内の罹災者を町會長と最寄警察署に届出る。

× × × × ×

防空精神の緊張

積極的協力を望む

(警務課)

勝利は常に御稜威の下にあり、大東亞戦争は開戦劈頭に於て素晴らしい大戦果を擧げ、其の後刻々至る勝利の快報に我々は愈々皇國不敗の信念を固める次第である。しかし此の戦争は當然相當の長期に渉ることを覚悟しなければならないのであつて、決して緒戦の勝利に酔ひ、凱歌に驕るやうなことがあつてはならぬ。相手は世界に富と強大を誇る國々であつて、彼等が眞の男であるならばこれに直に降参するものとは決して思はれない。彼の損害が大いだけ、再度起ち上つて来るものと考へなければならぬのである。

開戦以來皇軍の勇猛果敢なる奮闘によつて、西太平洋の制空海權を獲得し得た爲、當然覺悟してゐた空襲も未だ我が國土に一度もこれを破ることなく、洵に有難い極みであるが、然し戦争の最高目標は「勝つ」と謂ふことである。それが爲には各國共凡ゆる工夫と手段を凝すであらうことは古來不動の鐵則であつて、今にして油斷があつたならば敵の航空母艦等が我が近海に現れて何

01019

時襲撃しないとも限らない。まして國境の無い廣大無邊の立体的大空では、何時敵機が襲來するやも知れないのであつて、寧ろかうした大戦争を展開するからには、我が國土に空襲を受けることは避け得ない宿命と覺悟して、充分腹をきめて掛かることが肝要である。

「防空なくして國防なし」とは現代人の常識となり、しかもそれは現代國防の事實が表現してゐる。國家が如何に高遠なる理想を持ち、又皇軍將兵が如何に奮戦力闘しても、我が國土が敵の空襲爆撃に蹂躪せられるやうなことがあつたとしたら、總ては畫餅に歸するのであつて、現代の國防は完全なる防空あつて始めて全しと謂へるのである。

従つて國民は總べてが防空戰士として、苟くも防空準備については誰もが知るべきことは充分に知り、爲すべきことを眞剣に爲すべきであつて、この點さへ完全であつたならば、假令明日敵機が來襲するとも何等心配することはなく、防空必勝を期し得ることとは確實である。

空襲が必至であると謂へば、是れまで空襲の洗禮を受けた體驗を持たぬ我が國では、空襲をいろ／＼と想像し勝なのはまことに無理のないことではあるが、國民全体が剛健なる精神即ち大和魂をしつかりと把握し、進んで空襲と闘ひ、しかもこれに勝ち抜く

だけの氣概と、一死奉公互に助け合ひ、持場々々を死守する覺悟とがあれば、空襲は決して怖るゝには足らぬものである。又投下弾に依る被害は、今回の歐洲戦争の實情より考へても弾は滅多に目的物に中るものではなく、まして爆弾や焼夷弾に中つて死傷する者は極めて稀である。焼夷弾も心掛と準備があれば必ず火事とはならず消し止め得られるのであつて、空襲の被害が實害より大きくなるのは無闇に怖れたり油斷をして、備へを怠つて慌てゝ混亂するからである。「備へあれば虞れなし」とはこのことである。

依つて我が國では目下防空整備に就て着々と歩を進めて居るのであるが、急に全國一律に整備することは至難であるから、先づ空襲目標となるべき大都市、次に中小都市の順序に重點整備の目標が樹てられてゐるのである。我が國は一つの有機体であつて、何處に傷手を受けても國家の損耗となるのであるが、第一の空襲目標となるべき大都市は軍事・經濟・思想・産業・交通・通信等汎ゆる文化の中心であり、これが被害を受けるときは國家の損失が大いばかりでなく、直接戦争能力に影響することが甚しいのであるから、其の他の地方では資材の配給は勿論人員の配置にしても甘んじてこれが犠牲となる大乗の精神を以て當らなければならぬのである。

さうした意味から本縣では今回鳥取米子兩市及び弓濱地方に重點を置き、其の他の地方では燈火管制・警報傳達を主に整備することとしたのであるから、この點篤と了知せられて、各々自らの責任に應じて防空に積極的協力を拂はれるやう切に要望する次第である。

軍官民防空従事者に感謝

この寒天にも隠れた戦士達は
終日終夜敵機を監視して居る

(警務課)

陸海軍防衛内戦部隊の勞苦は言ふも更であるが、その他に前線勇士にも劣らない艱苦と闘ひ、國土防衛のため奉公の誠を致しつゝある防空監視隊員のあることを忘れてはならない。

防空監視隊員は昨年十二月八日、防空實施と同時に縣内各地に配置を命ぜられ、しかも其の配置場所たるや人里遠く離れた山嶺に、或は狂瀾逆巻く海濱に、連日の猛吹雪をも物ともせず空の目となり耳となり、來襲する敵機は一機たりども見遁さぬ固い決意の下、大空を見詰めて居る。そしていざ飛行機發見となると定め

られたる電線を使い、寒さに痺れた手を震はせながら一秒を競つて報告し、軍隊の活動に移すのであつて、その發見が一秒遅れると國家の損失は洵に計り知れないものがあり、其の任務は實に重大なものであるが、監視隊員は其の任務をよく自覺し、零下何度の深夜にも將又荒れ狂ふ吹雪の中でも、寸時も大空から眼を離すことなく重責を果しつゝあるのである。

斯る任務を持つ若人の辛苦は知る者ぞ知る。外征將兵の持つ犧牲奉公の精神と同じ精神を把握してこそ此の大任が遂行出来るのであつて、斯る人知れぬ蔭の勇士があつてこそ、この我が國土防衛の萬全が期し得られることを思ふとき、我等は心より感謝の誠を捧げずには居られないのである。

兵器献納資源回收

運動釀出金報告

金 額	町 村 名
一金拾壹圓九拾錢	入頭郡入上村
一金五拾六圓七拾錢	入頭郡下私都村
一金貳拾八圓四拾九錢	東伯郡旭村
一金五圓參拾五錢	氣高郡鹿野町

01021

一金四圓六拾九錢	西伯郡 縣村
一金六圓貳拾六錢	入頭郡 船岡村
一金六拾六圓四拾五錢	西伯郡 餘子村
一金貳拾貳圓九拾錢	西伯郡 崎津村
一金貳百五圓參拾壹錢	米 子 市
一金五錢九拾五錢	西伯郡 光徳村
一金拾壹圓六拾參錢	岩美郡 米里村
一金拾參圓貳拾七錢	西伯郡 法勝寺村
一金五拾圓	岩美郡 浦富町
一金四拾五圓五拾錢	岩美郡 蒲生村
一金八圓參拾錢	日野郡 阿毘羅村
一金拾六圓六拾五錢	西伯郡 春日村
一金參拾壹圓五拾五錢	入頭郡 入東村
一金七圓參拾參錢	日野郡 溝口町
一金七圓七拾五錢	西伯郡 宇田川村
一金參拾六圓八拾壹錢	東伯郡 中北條村
一金五圓五拾錢	東伯郡 淺津村

◎文部省推薦教育圖書

△東 洋 的 無	久松眞一著	昭一六・七・一〇	弘文堂書房發行	定 價	二九 九九頁
△宮座の研究	肥後和男著	昭一六・八・二〇	弘文堂書房發行	定 價	二圓八十錢
△戰爭經濟の理論	中山伊知郎著	昭一六・一〇・二〇	日本評論社發行	定 價	三〇〇頁 二圓八十錢

◎行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、不詳、性別、年齢 男五十歳前後推定
 - 二 相貌、特徴 丈五尺三寸肥滿體特ニ肩幅廣シ左上第一門齒及犬齒脱落セリ頭部容貌ハ腐蝕セル爲判明セズ
 - 三 發見場所年月日 昭和十六年十二月七日利尻郡鬼脇村字隼泊沖合一里半ノ處ニテ漂流中
 - 四 死因原因竝ニ自他爲ノ別 大體溺死ナラント推定セラル、全裸體ニシテ着衣及所持品ナシ
 - 五 死亡ノ日時 約一箇月位ト推定
 - 六 埋葬場所及年月日 昭和十六年十二月八日鬼脇村共同地ニ假埋葬ス
 - 七 取扱者 北海道利尻郡鬼脇村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳、推定年齢二十歳位
 - 一 男女別 女 子
 - 一人 相 丈四尺九寸位、体格中稍肥滿、型顔稍丸形、色白、頭髮黒シ、目、鼻、口、耳普通
 - 一 着 衣 モスリン袴。同羽織ヲ着シ晝夜帯、人絹帶締ヲメ、ネル肌衣、ネル及毛糸腰卷ヲ着用ス
 - 一 所持品 赤革褌口壹ヶ(金貳拾七錢在中)
 - 一 特徴 上前齒金環ヲ施ス、其他著シキ特徴ヲ認メズ
 - 一 死亡前年月日 驟死昭和十六年十二月二十五日午後十一時三十分頃
 - 一 死亡場所 市内島田ガード東約二十五米突ノ地點
 - 一 其ノ他參考事項 ナシ
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一本籍、住所、身分、氏名、不詳、推定年齢二十歳以上
- 一 男女別 男 子

- 一人 相 身長五尺二寸位、体格中、顔普通、色青白ク頭髮白シ、目、鼻、口、耳普通
 - 一 着 衣 棒縞單衣ヲ着ス
 - 一 特徴 ナシ
 - 一 所持品 バスケット、柳行李各一點(雜品入)
 - 一 死亡前年月日 餓死、昭和十六年十二月三十一日午後七時
 - 一 死亡場所 岡山市古京町地先相生橋下
 - 一 其ノ他參考事項 廣島縣御調郡御調村字松見、本郷政吉ノ巡禮札ヲ所持ス
- 右心當リノ向ハ直接照會相成度

昭和十七年二月十日印刷
昭和十七年二月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣刑務支所